

規制改革ホットライン処理方針
(令和元年12月17日から令和2年1月20日までの回答)

農林水産ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分 (注)	別添の該当 ページ
農用地区域の一部(必要最小限の部分のみ)を除外する際の要件を緩和すること	対応不可	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

農林水産WG関連

番号:1

受付日	元年11月27日	所管省庁への検討要請日	元年12月16日	回答取りまとめ日	2年1月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農用地区域の一部(必要最小限の部分のみ)を除外する際の要件を緩和すること
具体的内容	生産性向上に資する設備導入のための工場拡張に係る、農用地区域の一部(必要最小限の部分のみ)除外の要件緩和
提案理由	<p>農用地区域の一部除外(注)については、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たす必要があり、ハードルが高い。</p> <p>農業生産基盤の整備は、わが国の農業生産力を支える役割を担っており、農業経営の安定に寄与するものの、農地所有者が高齢の場合や、遠方に居住する親族が農地を相続した場合などは、基盤整備事業完了後8年を経過していても、農業の継続自体が難しくなる場合がある。農林水産省は、8年未経過でも、地域未来投資促進法等を活用することで農用地区域の除外は可能としているが、そのためには、地域経済牽引事業計画の作成と都道府県知事の承認、市町村による土地利用整備計画の作成などが必要であり、手間と時間を要する。このことから、例えば、企業が新たな設備を導入するために隣接農地に工場を拡張しようとしても、円滑に進まず、生産性向上を阻害する。</p> <p>このため、企業が生産性向上に資する設備を導入するために工場を拡張しようとする場合は、隣接する農用地区域が農業基盤整備事業完了後8年未経過でも、その一部を除外できるようにするなど、農用地区域の一部を除外する際の要件を緩和すべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	農林水産省
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>土地改良事業等により国民の税金を使って農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であるため、地域経済の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として制定された特別法である地域未来投資促進法等により策定された計画に基づき、地域の農業振興の方向性と調和を図りながら土地利用の調整が行われる場合を除いて、土地改良事業等完了後8年経過前に農用地区域から除外できることとするは適当ではありません。</p> <p>なお、地域未来投資促進法等の活用により農用地区域の除外に手間と時間を要することが本提案の背景にあるとされています。この点に関しては、地域未来投資促進法等に基づいて、農用地区域内で工場や工業団地の拡張を行う場合において、市町村が策定する土地利用調整計画等に対する都道府県知事の同意手続に関する先行事例を収集・整理して、考え方を周知することとしており、これによって、手続の迅速化に努めてまいります。</p>	

区分	△
----	---